

様式第5号(第6条関係)

2021年3月31日

高知市議会議長 和田 勝美 様

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者名 下本 文雄



第4四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	3,813,020
第 4 四 半 期 政 務 活 動 費	2,100,000
利 息	16
合 計	5,913,036

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	12,030
研 修 費	41,684
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	265,789
広 報 広 聴 費	2,334,745
人 件 費	
事 務 諸 費	213,597
合 計	2,867,845

3 収支差引額 (繰越額)

金

3,045,191 円

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月 日	1月 5日 (火)	
	支出先	株式会社自治体研究社	
	目的・内容 ・結果等	「オンライン 緊急開催！来年度予算はどうなる/Zoom財政研修会 コロナ禍のもと、自治体予算をどう組む？」2月5日受講分 受講料 15,000円 振込手数料 440円	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	別紙のとおり	15,440
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 2 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

# 領収証

日本共産党高知市議団 細木良 様

¥15,000—

但し、「(オンライン)緊急開催!来年度予算はどうなる/Zoom財政研修会 コロナ禍のもと、自治体予算をどう組む?」(2021年2月5日)受講料として、上記正に領収いたしました。(受講者様ご氏名: 細木良 様)

2021年1月5日

株式会社自治体研究

代表取締役 長平

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

電話 03-3235-5941



〈四銀〉キャッシュサービス

### ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
ただいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

 四国銀行

お取引日 03-01-05 取扱店番 0081 0001 6887

銀行番号 [redacted] 支店番号 [redacted] 口座番号 [redacted]

取引区分 **お支払** お取引金額 **¥15,000**

お取引後の残高

お支払可能残高

万円札	5千円札	2千円札	千円札	500円	100円	50円
10円	5円	1円	手数料	おつり		
			<b>¥440</b>			

お受取人  
三菱UFJ銀行  
新宿通支店  
普通0006815  
カ) シチタイケンキュウシャ 様



ご依頼人  
E66 ホソキリヨウ 様

088-823-9404

14:21

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 440円也
内 容	Zoom財政研修会受講料分の振込手数料
支 払 先	四国銀行
支 払 年 月 日	2021年 1月 5日 (火)
理 由	<p><input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（下記のとおり）</p> <p>四国銀行ATMで振込して、ご利用明細票のみで領収書がないため。</p>
<p>上記のとおり支払いましたので証明願います。</p> <p>会 派 名 日本共産党高知市議団</p> <p>代表者氏名 下本 文雄 様</p> <p>2021年 1月 5日</p> <p style="text-align: right;">依頼者氏名 細木 良 </p>	
<p>上記のとおり支払ったことを証明します。</p> <p>2021年 1月 5日</p> <p style="text-align: right;">会 派 名 日本共産党高知市議団</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 下本 文雄 </p>	

2月5日開催の「(オンライン)緊急開催! 来年度予算はどうなる Zoom 財政研修会」にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。

以下の口座へ参加費をお振り込みください。※お振り込みを確認し、正式な受付完了となります。

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

★ご送金の際は、お申し込み ID「e66」をお名前の前にご入力ください。(例 e66 ジチタイハナコ)

三菱 UFJ 銀行新宿通支店 (050)

普通口座 0006815

「株式会社 自治体研究社 研修会口」

(読み: カブシキガイシャ ジチタイケンキユウシヤ ケンシユウカイグチ)

お申し込み後の流れは、HP でご確認ください。

<https://www.jichiken.jp/events/210205-zoom/form/>

◆お問い合わせ先

ご不明な点は「自治体研究社 Zoom 講義係」まで。メール: [event@jichiken.jp](mailto:event@jichiken.jp)

電話: 03-3235-5941

◆送信内容

【お申し込み ID】 e66

【受講】 受講する (15,000 円 税込)

【氏名】 細木 良

【郵便番号 (テキストの送付先)】 7808571

【住所 (テキストの送付先)】 高知市本町 5-1-45-3 F

【領収証の宛名 (名称)】 日本共産党高知市議団 細木良

【電話番号】 09089721478

【メールアドレス】 

【職業】 議員

【通信欄】

【今後のお知らせ】 イベントと書籍を希望

-----  
自治体研究社 Zoom 講義係

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階

TEL : 03-3235-5941

FAX : 03-3235-5933

E-mail : [event@jichiken.jp](mailto:event@jichiken.jp)

URL : <https://www.jichiken.jp/>

緊急開催！ 自治体予算はどうなる／ZOOM 研修会  
2021年2月5日（金）10:00より

# コロナ禍のもと、 自治体予算をどう組む？

自治体は新型コロナウイルスへの対応に翻弄されています。住民の命と暮らしを守る最前線に立っている自治体は、さまざまな施策を支える財源、予算はどう編成すればよいのでしょうか。国の対策や補正予算措置を分析して、自治体の対策と予算対応のあり方を、短期、中長期の財政運営を視野に入れて検討します。

■ 10:00～12:30

## 国のコロナ対策と地方財政

平岡和久 ひらおか・かずひさ 立命館大学政策科学部教授

1960年広島県生まれ。2006年4月より現職。自治体問題研究所副理事長。  
主な著書 『新型コロナ対策と自治体財政——緊急アンケートから考える』（共著）自治体研究社、2020年、『人口減少と危機のなかの地方行財政——自治拡充型福祉国家を求めて』自治体研究社、2020年、『「自治体戦略2040構想」と地方自治』（共著）自治体研究社、2019年、『都道府県出先機関の実証研究——自治体間連携と都道府県機能の分析』（共著）法律文芸社、2018年



■ 13:30～16:00



## コロナに対応する自治体財政

森 裕之 もり・ひろゆき 立命館大学政策科学部教授

1967年大阪府生まれ。2009年より現職。  
主な著書 『新型コロナ対策と自治体財政——緊急アンケートから考える』（共著）自治体研究社、2020年、『市民と議員のための自治体財政——これでわかる基本と勘どころ』自治体研究社、2020年、『大都市自治を問う——大阪・橋下市政の検証』（共編著）、学芸出版社、2015年、『公共事業改革論——長野県モデルの検証』有斐閣、2008年

- ◇ZOOM オンライン開催
- ◇参加費 15000円（税込み）、テキスト代込み。  
テキスト：『新型コロナ対策と自治体財政』『市民と議員のための自治体財政』  
\*ご入金次第テキストをお送りします。すでにお持ちの方もお受け取りください。
- ◇お申し込みいただいた順に、参加費の振込み口座をご案内します。
- ◇定員：先着100名。ご入金いただいた順に受付完了とします。
- ◇ZOOM 視聴の設定をお手伝いいたします。
- ◇キャンセルの際は、ご入金の有無に関わらず必ずご連絡ください。

氏名（ふりがな）

現職：

◆ e-mail（視聴に必須）

電話

FAX

住所

領収書宛名

上記の申込書を FAX [03-3235-5933] または e-mail [info@jichiken.jp] でお送りください。  
自治体問題研究所ホームページ (<http://www.jichiken.jp/>) からもお申し込みいただけます。  
◆連絡先 自治体研究社 議員研修会係 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F  
TEL: 03-3235-5941 FAX: 03-3235-5933 e-mail: info@jichiken.jp

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期 間 又 は 月 日	2月 4日 (木)	
	支 出 先	公益社団法人 日本都市計画学会	
	目的・内容 ・結果等	第44回都市計画セミナー参加費 2,500円 振込手数料 440円	
支出金額など	項 目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金 額(円)
	調査研究費		
	研 修 費	別紙のとおり	2,940
	要請・陳情活動費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合 計
		領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚	
備 考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

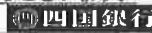


〈四銀〉キャッシュサービス

### ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ただいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。



お取引日	取扱店番
03-02-04	0104 0001 4331
銀行番号	支店番号

取引区分	お取引金額
お支払	¥2,500

お取引後の残高



お支払可能残高

万円札	5千円札	2千円札	千円札	500円	100円	50円
10円	5円	1円	手数料	おつり		
						¥440

お受取人  
 三菱UFJ銀行  
 麹町中央支店  
 普通0096589  
 コウエキヤタシホウジン ニホントシケイカク  
 カツカイ様  
 ご依頼人  
 0670ニホンキョウサントウコウチシキタン  
 ホソキ様  
 088-823-9404  
 10:35

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 2, 9 4 0 円也
内 容	第44回都市計画セミナー参加費及び振込手数料
支 払 先	公益社団法人 日本都市計画学会及び四国銀行
支 払 年 月 日	2 0 2 1 年 2 月 4 日 (木)
理 由	<p><input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり)</p> <p>四国銀行ATMで振込して、ご利用明細票のみで領収書がないため。</p>
<p>上記のとおり支払いましたので証明願います。</p> <p>会 派 名 日本共産党高知市議団</p> <p>代表者氏名 下本 文雄 様</p> <p>2 0 2 1 年 2 月 4 日</p> <p style="text-align: right;">依頼者氏名 細木 良 </p>	
<p>上記のとおり支払ったことを証明します。</p> <p>2 0 2 1 年 2 月 4 日</p> <p style="text-align: right;">会 派 名 日本共産党高知市議団</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 下本 文雄 </p>	



20200670

高知市議会 日本共産党高知市議団  
細木 良 様

公益社団法人 日本都市計画学会  
都市計画セミナー係

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

この度は、「第44回 都市計画セミナー」にご参加申し込みを頂きまして、誠にありがとうございました。

請求書一式をご送付致しますので、2021年2月末日までにお振込みいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

・第44回 都市計画セミナー参加費 請求書/ 見積書/ 納品書

以上

令和 年 月 日

## 御請求書

日本共産党高知市議団 細木 殿

〒102-0082 東京都千代田区一番町 10  
一番町ウエストビル 6 階  
TEL: 03-3261-5407 FAX: 03-3261-1874  
公益社団法人 日本都市計画学会



下記の通り、請求致します。

¥ 2,500 .—

品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
第 44 回 都市計画セミナー参加費	1 名	2,500	2,500	消費税込み

下記口座にお振り込みをお願い致します。お振り込み手数料は恐縮ですが、ご負担ください。  
お振り込みの際、請求番号末尾 4 桁をお知らせ頂けると幸いです。  
なお、お振り込み後の返金は致しかねますので、予めご了承のほどお願い致します。

取引銀行 三菱 UFJ 銀行 麹町中央支店 普通 0096589  
郵便振替 00110-4-151509  
口座名義 公益社団法人 日本都市計画学会  
シャ) ニホントシケイカクガッカイ

請求 No. 20200670

令和 年 月 日

## 御見積書

日本共産党高知市議団 細木 殿

〒102-0082 東京都千代田区一番町 10  
一番町ウエストビル 6 階

TEL: 03-3261-5407 FAX: 03-3261-1874

公益社団法人 日本都市計画協会

会長 出

下記の通り、見積致します。

¥ 2,500 .—

品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
第 44 回 都市計画セミナー参加費	1 名	2,500	2,500	消費税込み

見積 No. 20200670

令和 年 月 日

## 納品書

日本共産党高知市議団 細木 殿

〒102-0082 東京都千代田区一番町 10  
一番町ウエストビル 6 階  
TEL: 03-3261-5407 FAX: 03-3261-1874  
公益社団法人 日本都市計  
会長

下記の通り、納品致します。

¥ 2,500 .—

品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
第 44 回 都市計画セミナー参加費	1 名	2,500	2,500	消費税込み

納品 No. 20200670

本メールは BCC にてお送りしております。

---

◆公益社団法人 日本都市計画学会 | 第 44 回都市計画セミナー（オンライン）◆  
コロナ禍により変化が加速する都市・社会の姿を展望し、これからの都市計画を  
考える

---

この度は、第 44 回都市計画セミナーに参加お申込みを頂き、誠にありがとうございます  
います。

第 3 日目 | 2021 年 2 月 4 日 [木] 『ニューノーマルとウォークブル』

の視聴先 URL についてご案内を致します。

<開催概要>

■日時：2021 年 2 月 4 日 [木] 14 : 00 ~ 17 : 00

※Zoom ウェビナーには、開始 15 分前より入室可能です。

■配信システム：Zoom ウェビナー

■視聴先 URL :

https://

パスコード :

【ご留意事項】

※受信映像（画面キャプチャを含む）の保存、録音・録画、配布資料の再配布は  
禁止とさせていただきます。

※本 URL を第三者へ譲渡、転送等にご遠慮ください。

※配布資料は、開催日午前中までにメールにてご案内致します。

---

公益社団法人 日本都市計画学会 都市計画セミナー係  
Tel. 03-3261-5407 / E-mail. [seminar44@cpij.or.jp](mailto:seminar44@cpij.or.jp)

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期 間 又 は 月 日	3月 23日 (火)	
	支 出 先	高知県労働者学習協議会	
	目的・内容 ・結果等	勤労者通信大学受講料 2020年度分	
支出金額など	項 目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金 額(円)
	調査研究費		
	研 修 費	別紙のとおり	15,000
	要請・陳情活動費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合 計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備 考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。



領 収 書

No. \_\_\_\_\_

2021年 3月23日

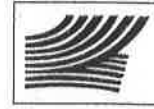
日産産党  
高知市議団  
秦 愛 様

摘 要	金 額
勤労者通学受講料	15000
合 計	¥15000

上記金額正に領収いたしま  
高知市丸ノ内2-1-10 教  
高知県労働者学習協



		学習スケジュール(基本型)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
基礎理論 コース	学習範囲	1章	2章	3章	4章	5章	6章	7章	8章	9章			
	通信	1号	2号		3号			4号					
	テスト	第1回=6月1日より 受付			第2回=9月1日より 受付			第3回・修了=12月 1日より受付					
入門 コース	学習範囲	1章	2章	3章	4章	5章	まとめ						
	通信	1号			2号								
	テスト	第1回=6月1日より 受付			第2回・修了=9月1 日より受付								
憲法 コース	学習範囲	1章	2章	3章	4章	5章	6章						
	通信	1号			2号								
	テスト	第1回=6月1日より 受付			第2回・修了=9月1 日より受付								



勤労者通信大学

学 生 証

勤労者通信大学 2020年度受講  
生であることを証明します。

2020年4月1日

勤労者通信大学

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館内  
TTEL 03(5842)5644 FAX 03(5842)5645

郵便番号➡

住 所➡

氏 名➡

学生番号➡

780-0983

高知市中久万294-18

ウィルモアXI 102号

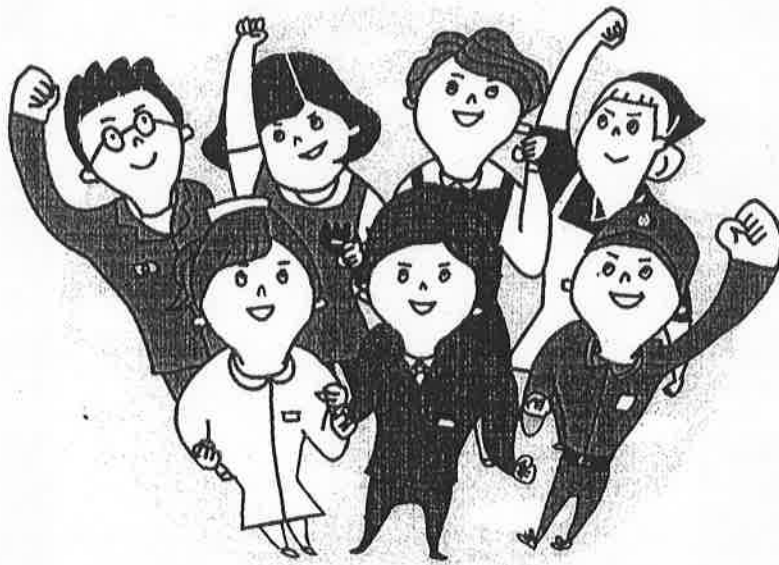
秦 愛 様

☆この学生証はなくさないように保管してください。  
☆テストの提出、問い合わせの際には、上記の〈学生番号〉を  
必ず明記してください。

☆住所・姓名等が変更になった場合は、テキストに同封されている  
〈住所・姓名変更ハガキ〉でお知らせください。  
☆学校からの事務連絡は原則として通信でお知らせします。

# 基礎理論コース

勤労者通信大学




様式第7号（第6条関係）

活動内容報告書兼

政務活動費支出明細書

会派名： 日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2020年4月1日～2021年3月31日	
	支出先	全国公的扶助研究会	
	目的・内容・結果等	2020年度分 全国公的扶助研究会会費 （下元博司分） ※季刊誌「公的扶助」の購入及び会員になることにより、月例研究会への参加、全国研修会等参加費の会員割引の適用を受けることができる。 会費6,000円＋振込料152円	
支出金額等	項目	用途内容の明細，積算の基礎等	金額（円）
	調査研究費		
	研修費	2020年4月1日～2021年3月31日 全国公的扶助研究会会費（下元博司分）	6,152
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 1  枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-03-24	64217	A93180009
取扱店	ロウチケンチャウナイ	
払込口座	00150-1	535023
払込金額	*6,000	料金 *152

振替受付票 振替手数料 振替手数料 振替手数料	日振替番号 60150-1	払込みの証拠となるもの ですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
	振替口座 535023	
	金額 ￥6,000	
	振替人 下元博司	
入金額 *6,500	おつり *348	

スマホ決済アプリ ゆうちょPay  
 口座の残高確認も 可能です！

印紙税申告納付につき趣町  
 税務署承認済

規則様式第6号(第6条関係)

支払証明書

支払金額	金 6,152円也
内 容	2020年度全国公的扶助研究会 会費会費(下元博司分) 及び振込手数料
支払先	全国公的扶助研究会 及び ゆうりえ銀行
支払年月日	2021年3月24日(水)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 振替払込により支払いのため領収証がありません。 支払額: 計 6,152 円 (会費 6,000 円 払込手数料 152 円) ※ 参考資料、領収証等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄 様

2021年3月24日

依頼者氏名 下元 博司



上記のとおり支払ったことを証明します。

2021年3月24日

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄



# 全国公的扶助研究会規約

## (前文)

公的扶助研究会は、わが国の社会保障の根幹をしめる公的扶助制度を中核とする社会福祉の基本法を取り扱う福祉事務所に働く福祉労働者、ならびに関連職種の労働者をはじめ地域住民と共に、普遍的な人間の尊厳と可能性を信頼して、国民の生活の向上と人格の発達に努め、併せてわが国の社会保障の拡充と民主主義の発展に寄与することを目的に活動する自主的研究団体である。

これらの目的をはたすためにわれわれは研究活動の原則として、日本国憲法と地方自治法を遵守して、世界人権宣言、国際人権規約をはじめとして国際的な人権保障の条約、宣言にのっとり現代社会がうみだす貧困を基礎とした、さまざまな生活問題と人格発達の阻害状態に対して、全ての労働者と共にその問題の現実的解決と抜本的克服に取り組み、正に健康で文化的な生存権を具体的に確保し、かつ民主的人間形成に努めるところにある。そのためわれわれは自らの社会的責任と役割を常に自覚して、その業務に要請される科学的、専門的な資質の向上と職業倫理に徹するために、個人的・集团的に相互研鑽して、本会の目的達成に国民的支持と連帯のもとに幅広い活動を推進するものである。

## (名称)

第1条 本会は、全国公的扶助研究会（略称「全国公扶研」）と称する。

## (事務局)

第2条 本会の事務局は、東京都千代田区富士見 1-2-32 東京ルーテルセンタービル 202 号萌文社内におく。

## (目的)

第3条 本会は、憲法 25 条が定める生存権と同 13 条に定める幸福追求権をはじめとする基本的人権をすべての人々に保障する科学的・民主的な生活保護行政と利用者本位のソーシャルワークの実現及び、社会福祉の理論と実践の研究を行い、さらに社会福祉従事者等関係者の社会的地位向上をめざすことを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- 1 「全国セミナー」の開催（年1回）
- 2 機関誌『季刊公的扶助研究』の発行（年4回）
- 3 シンポジウム、研修会、研究会などの開催
- 4 各地のブロックセミナーへの支援
- 5 調査、研究、出版活動、各種の提言を行う。

## (会員)

第5条 本会の規約に賛同し、入会手続きを行い、所定の会費を納める人は、会員となることができる。

(会費)

第6条 個人を単位とし、年額6000円とする。年度途中の入退会の場合においても、日割り月割り処理は行わない。

(会員の権利、義務)

第7条 会員は、会の目的達成のために、以下の権利、義務を有する。

1 権利

- (1) 総会に出席し、発言し、評決に加わる事。
- (2) 会の運営に参画すること。
- (3) 全国セミナーその他、会の主催する事業に参加費割引で参加し、関係出版物の割引を受けられること。
- (4) メーリングリストでの情報発信・取得・交流

2 義務

- (1) 会費を納入すること。
- (2) 組織拡大に努めること。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、別に定める手続きを経て、会員資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があった場合
- (2) 会費を2年以上滞納した場合
- (3) 会の信用を失墜させる等の行為を行った場合

(組織)

第9条 本会に、議決機関として総会を、執行機関として全国運営委員会をおく。

(総会)

第10条 会長が年に1回総会を開催するものとする。ただし、会長または全国運営委員会が必要と認めた場合は臨時に総会を開催できる。

2 総会は、以下の事項について討議し、決定又は承認する。

- (1) 事業計画及び予算・決算
- (2) 全国運営委員及び役員の選任または解任
- (3) 規約、事業内容の改廃
- (4) その他、会の運営に関する重要事項

3 第2項に定める決定・承認は、出席者の過半数(規約の改廃は2/3)を以って決し、可否同数のときは議長が決するところによる。



(全国運営委員会)

第11条 全国運営委員会は、総会の決定に従い、会の業務を処理する執行機関としての役割を担う。また、総会に次ぐ、会の議決機関とする。

(全国運営委員)

第12条 全国運営委員は、担当分野の執行役としての任務を全うし、会の発展に努めることとする。

2 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

3 委員は、第14条に規定する常任運営委員会が推薦する者及び、会員からの立候補者の内から総会において選任する。

4 委員の定員、選任方法については、常任運営委員会が定める。

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

会務を総括し、会を代表する。

(2) 副会長 若干名

会長を補佐し、会長に事故あるときまたは、欠席のときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長 1名

会長の指示のもとに、会の事務を処理する。

(4) 事務局次長 若干名

事務局長を補佐し、会の事務を処理する。

(5) 会計 1名

会の会計事務を処理し、会の財産を管理する。

(6) 監事 2名

会計及び業務の監査を行う。

2 役員（監事を除く）の任期および選任については、第12条第2項から第4項を準用する。

3 監事は、全国運営委員以外の会員から選任する。任期および選任については、第12条第2項から第3項を準用する。

(常任運営委員会)

第14条 前条の役員の内、監事を除く委員で、組織する。

2 常任運営委員会は、総会・全国運営委員会の決定に従い、会の日常業務を処理する。

3 会の日常業務を契約に基づき、外部に委託することができる。

(会計)

第15条 本会の経費は会費、機関誌購読料および寄付金等その他の収入でまかなわれる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

3 年度毎に収支決算書を作成し、会計監査を受け、総会に報告する。

4 年度毎に予算書を作成し、総会で承認を得る。

(運営規定)

第16条 運営の具体化については、全国運営委員会において定めることができる。

附則

1965年6月13日 制定

1977年9月11日 改正

1995年3月12日 全面改正

1995年度に限り、会計年度は3月12日より始める。

1996年4月14日 一部改正

2005年5月22日 一部改正

2007年6月10日 一部改正

2015年5月24日 一部改正

2016年5月22日 一部改正

2020年8月2日 全面改正

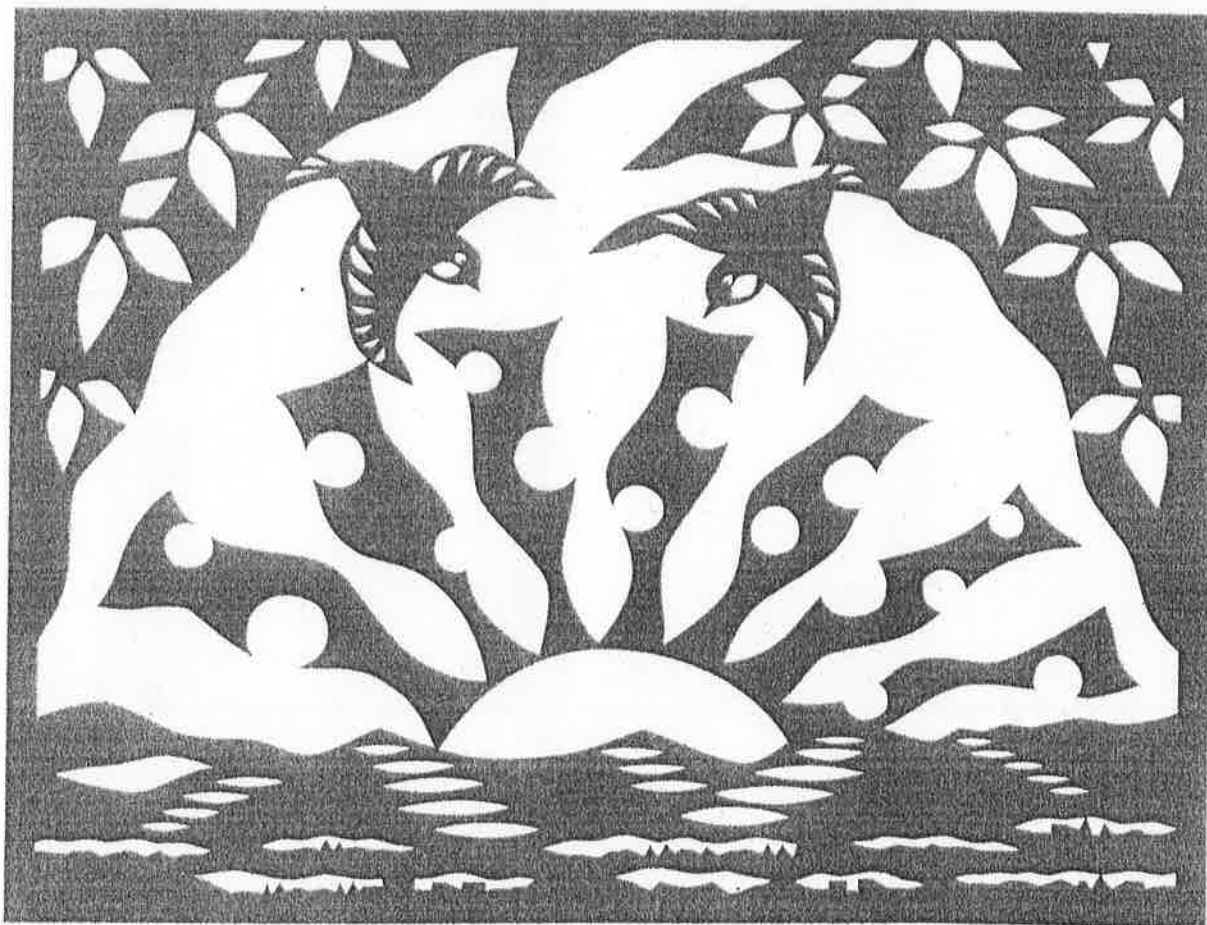
# 季刊 公的扶助研究

—福祉現場から手づくりの専門誌—

## 特集 生活困窮と就学支援の現状

- ▼堺市における進路相談の現状と取組について 岡本真依
- ▼現場での就学支援の現状について 池田恵利加
- ▼コロナ禍における大学生の生活状況と支援のしくみ 小澤 薫
- ▼当事者と“元”当事者の間 岸野秀昭

★教えて先輩！⑩★ 精神疾患・障害を持っている方への支援  
(関係づくりの入り口に立つために) 衛藤 晃



第260号 2021 - 1


全国公的扶助研究会

様式第7号（第6条関係）

活動内容報告書兼

政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2020年度総会～2021年度総会	
	支出先	全国生活保護裁判連絡会	
	目的・内容・結果等	生活保護利用者及び生活保護を受けようとしている人達の権利の実現のために活動している弁護士、学者及びケースワーカー等により組織された団体で、生活保護や社会保障に関わる裁判を通じ、権利支援や権利擁護の諸活動を行っている。入会することで「生保裁判連ニュース」の購読と生活保護に関する情報交換、生保裁判連研修会(総会)に参加することができる。(下元博司分) 会費2,000円+振込手数料152円	
支出金額等	項目	使途内容の明細、積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	2020年度総会～2021年度総会までの会費 (下元博司分)	2,152
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数  枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

## ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-03-24	64217	A93180010
取扱店	コウチケンチョウナイ	
払込口座	01000-6	21939
払込金額	*2,000	料金 *152

口座番号	0	1	0	0	0	6
支店番号						
口座種別		2	1	9	3	9
金額			¥	2	0	0
ご依頼人	下天 啓司 様					

入金額 \*2,202  
おつり \*50

**振替受付票**

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。  
料金には、消費税等が含まれています。  
(ゆうちょ銀行)

スマホ決済アプリ    ゆうちょ Pay  
口座の残高確認も    可能です！

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金2,152円也
内 容	2020年度総会～2021年度総会会費及び振込手数料 (下元博司分)
支 払 先	全国生活保護裁判連絡会及びゆうちょ銀行
支払年月日	2021年3月24日(水)
理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 振替払込により支払いのため領収証がありません。 支払額：計2,152円(会費2,000円+払込手数料152円) ※ 参考資料、領収証等があるときは、別紙に整理し添付してください。

上記のとおり支払いしましたので証明願います。

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄 様

2021年3月24日

依頼者氏名 下元 博司



上記のとおり支払ったことを証明します。

2021年3月24日

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄



## ■ 規約

### 一 (名称)

本会は、全国生活保護裁判連絡会（略称「生保裁判連」）といい、事務局を京都市中京区間之町通り夷川上る 楠町 601 番地 3 楠町ビル 3 階 つくし法律事務所におく。

### 二 (組織)

(1) 本会は、生活保護受給者及び生活保護を受けようとしている人達の権利の実現のために活動している弁護士、学者及びケースワーカー等により組織する。

(2) 本会の趣旨に賛同する者は会に対し参加を申し出、会の会員名簿に登録されることによって会員とする。

### 三 (目的)

(1) 本会は、生活保護法に関連する不服申立や訴訟を介して国民の生存権保障を実現するため、理論的実践的諸問題を研究し、且つ、必要に応じ支援協力する。

(2) ニュースの発行等により、生活保護に関する争訟事件等の情報交換を行う。

### 四 (運営)

(1) 本会は、研究会を兼ねた総会を年 1 回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。

(2) 本会は、前記の目的を達するため、必要に応じ事務局会議を開催する。

### 五 (役員)

(1) 本会は、代表委員若干名を選出する。

(2) 事務局として、事務局長、事務局次長及び事務局員若干名をおく。

### 六 (財政)

本会の財政は、会費その他の寄付による。

年間会費は、1 口 2000 円とし、個人 1 口以上、団体は 2 口以上とする。

七 本会の規約改正は、総会の出席者の過半数の決議により行う。

事務局 〒604-0883

京都市中京区間之町通り夷川上る 楠町 601 番地 3 楠町ビル 3 階

つくし法律事務所

TEL 075-241-2244

FAX 075-241-1661

口座

記号・番号 01000-6-21939

銀行名 ゆうちょ銀行

金融機関コード 9900

店番 109

店名 一〇九店 (イチセ<sup>®</sup> ロキユウ店)

預金種目 当座

口座番号 0021939

カナ氏名 (受取人名) セイホサイバ<sup>®</sup> ンレン

第七十号 二〇二〇年十二月発行

発行 全国生活保護裁判連絡会

事務局 つくし法律事務所

(〇七五 一四一 二三四)



基調講演

事務局・吉田雄大

基調講演として、後藤道夫さん(都留文科大学名誉教授、立川市生活保護を見守る会代表)が「社会保障の立て直しと生活保護の役割」とのテーマで話されました。

後藤先生は、COVID19によって「これが21世紀日本か」と疑うような厳しい暮らしが可視化されたと言います。とりわけ母子世帯が最も深刻とのことでした。根本的な問題は、一人ひとりが「ふつうに暮らせる賃金」が実現しないことだと後藤先生は言います。3人世帯の政府の貧困ライン名目値(211万円)は保護基準のそれ(273万円)を大きく下回り、母子世帯に膨大な漏れ層があることが統計上も見て取れます。

また、コロナ禍において若年層も悲惨な状況に陥っています。学生の出身世帯はいわゆる最貧層ではないはずですが、子どもを大学に通わせつつもパート収入が家計維持に欠かせない家庭が普通で、少しアシデントが生じただけでたちまち生活に行き詰まる世帯も多い実態です。学生アルバイトの7割が自宅生で今や生まれ育った地域を離れ大学に通うこと自体が難しい状況です。こうした実態についての量的調査は皆無とのこと。

貧困は長期的にも拡大しており、F1

割は「極貧」と言っても過言ではありません。その最大要因は賃金規範の崩壊と男性賃金の低下による世帯構成の困難さにあると、後藤先生は言われます。中でもブルーカラーの正規雇用男性は日本型雇用の崩壊を端的に表しています。年功型での賃金上昇が失われ、単独の働き手として世帯を切り盛りするのは今や不可能です。年齢とともに賃金上昇がかかるうじて残っているホワイトカラーとは、賃金の上がり方が大きく変わってきています。

現在は若者が自立してミニマムな暮らしをするのも困難で、生活を切り詰めるか、親に頼るか、パートナーたる男性に経済的に頼るかの選択肢しかない状況になってしまっています。のみならず、子育て世代とされる40代の所得階層に目を転じて、今や「結婚して子どもを育てること」が困難な状況です。「子育て世帯」は年々激減し、「夫婦子どもなし世帯」「親元にいる40代」「一人暮らしの40代」が増加しています。少子化の問題として語られることが多いものの、これは貧困問題として、貧困がもたらした結果であり世帯全体でトラブル対応力が下がっていることを表す問題だと、後藤先生は指摘します。

「非正規で働く女性も家計の柱の一つに」

男性中心家族モデルも崩壊してしまいが、これは問題の半分を表すに過ぎず「きちんと家族が暮らせるような賃金」

さらには後藤先生は、非正規労働者のうち「週21時間未満」の労働者が激増している点に着目します。雇用主にとって「この人の生活を保つために給与を払っている」という感覚が失われ、雇用規範も崩壊し、細切れの労働力が「ただの商品」として取り扱われる温床になっているとのこと。

雇用動向調査を見ると男女とも離職期間の短縮傾向が顕著で、「失業保険を受けている余裕すらない」「次の仕事を精査したりスキルアップに時間をかけたリする時間がない」ことが見て取れるそうです。うつ病等の気分障害によって傷病手当を受給する方も2020年で8.6倍に激増しています。

生活保護運動には「広く訴える」「普通の勤労者、普通の青年に向けた大規模運動」を求めたい、コロナ禍の時代には世論を変える可能性もあるとして、後藤先生は論を締めくくられました。

2020年の雇用保険失業給付状況をみると、金額で4割減、期間も3割の大幅減の実態があります。離職しても労働市場に出ないか、次の仕事ですで見つかっていない人が離職票非交付者としてカウントされますが、特に有期雇用の人たちは自己都合退職として3ヶ月間の給付制限を待つていられない実態があると言います。

後藤先生はその上で、いわゆる「救貧」に属する生活保護に加えて「防貧」の重要性を説かれます。日本型雇用が壊れ、

「勤労者が普通の生活ができる」ことは、生活保護のいう「シヨナルミニマム」とは相当の差がありますが、労働運動は「普通のミニマム」をめざすべきと後藤先生は説きます。

最低賃金は生活保護費の数パーセント増しをめざすべきで、この「余裕」は見職を保ち情報ネットワークを維持するために必須です。

江口栄一教授が「破壊される労働力」と称したように、貧困研究者、実践者の間ではかつて「貧」を放置すると「困」になるという観念が共有されていましたが、今こそ中長期的な視点に立ち、この問題に取り組みなければならぬと後藤先生は言います。

特別報告

事務局・吉永純



この1年の特徴として、数は多くないが、東京での大きな前進が見られました。行政は、63条や78条返還請求を強めておりこの分野が多くを占め、「不正受給」が厳格化されています。



ケースワーカーはだいたい6月頃に収入を調査し、収入申告とのずれを調査するのですが、そのずれが1000円2000円違っても不正だという前提で保護利用者に接することになります。以下、個別に報告します。

○「未分割遺産の資産性を否定して法78条による不正受給を認めなかった例」未分割遺産が利用者に振り込まれたのを、役所が発見して不正受給だと主張し、その残余金で生活可能として保護廃止にした事案です。

裁判所は、遺産分割の手続きが完了するまでは本人は使えない、流用しているからといって戻してもいので「利用し得る資産」ではない、不正受給ではないと認定しました。届け出をしていないからといって不正受給だとする流れに釘を刺した格好になります。

○「過誤支給にかかる遅延損害金を全部認容」保護を申請した後、保護開始決定までの診療はとりあえず保険を使うことになり、保護が決定されるとその間の医療費が返ってくることになりましたが、その医療費を収入認定してしまつたという事案です。

3年ほどしてから福祉事務所は誤りを認めて返却したのですが、3年間の遅延損害金を出さず元金だけ返しました。その点を争い、高裁で勝訴し、遅延損害金を勝ち取りました。

○「精神障害者保健福祉手帳失効中の障害者加算削除の可否」

精神障害者保健福祉手帳は有期で認定され、手帳を所持し続けるには更新しなければなりません。有効期限が切れてしまい、後日再取得したのですが、その

間の空白部分の障害者加算について63条返還を求められた事案です。しかし、障害は固定されていてそれほど変動するはずはありません。実際、後日手帳は交付されています。

裁判所は、福祉事務所が障害者加算の要件該当性が失われたことを立証すべきたと認定しました。

○「生活保護ケースワーカーが、組織的バックアップなく、孤立した上に、被保護者が犯した死体遺棄事件に巻き込まれた事件」

生活保護利用者が犯罪をし、ケースワーカーが死体遺棄に協力させられた事件です。

そのケースワーカーは、毎日電話が2時間くらいかかつてきて、無理難題を要求され、脅されていました。職場の周囲の支援もありませんでした。本人は、マインドコントロールされていて、思考停止状態にされていました。裁判所は、これらの事情を汲んで、執行猶予判決を出しました。

ケースワーカーが5人くらいしかない小さい都市における福祉事務所は、悪くなる時はすぐに悪くなります。そういう背景も考慮しないと、いけないという感想を持った事件でした。

○「法63条返還に関し、医療扶助費全額の返還決定を取り消した例」

急迫保護で生活保護開始されましたが、医療扶助費が多額を占めていました。後に資力があることが分かったのですが、福祉事務所は医療費10割の返還を要求したという事案です。

背景として、生活保護が開始されると国民健康保険の資格を喪失し、医療扶助で10割負担で行政が出すことになり

ます。しかしその負担は、4分の3が国で、自治体は4分の1にとどまります。国保負担より安いので、国保財政も合わせる自治体は助かることになりました。そのため、国保の資格廃止を進められていきます。

しかし、利用者にしてみれば、国保資格を喪失させられて、本来なら3割で済むところを10割返還と言われてしまうことになりました。

東京高裁は、裁量権を逸脱したとして取り消しました。

○「稼働能力についての判決」

稼働能力について、本人が仕事を探さずと言うままをそのまま判断するのではなく、調査して客観的に評価すべきだという判決でした。

○「保護基準引き下げによる保護費の減額に対する答申」

保護費減額について、基準改定等という理由だけではだめで、なぜ保護費が下がったのか計算できるように記載しないといけないという答申が出ました。ただし、計算は複雑で、どう記載すべきかは困難な問題です。

○「特別児童扶養手当受給者が20歳に到達し同手当を受給しなくなったことから、障害者加算を削除したことに対する判決」

特別児童扶養手当は、20歳になると終了するので、申請をして障害年金をもらうことになるのが通常です。

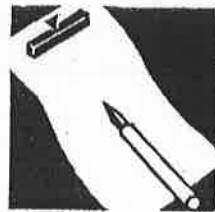
ところが、障害認定が遅れることがあります。そのため、20歳到達時から認定まで障害者加算の根拠について空白期間が生じます。

障害者加算の支給要件がなくなった

と判断する調査がされていない、きちんと障害年金申請を指導すべきだという判決が出ました。

○「期間計算において初日不算入の可能性を認め、初日を参入して行った法63条返還処分を取り消した判決」

1ヶ月未満かどうかで63条返還となるかどうか決まります。ところが、実施要領の上では、入院については初日を参入するかどうかはつきりしていません。初日を入れると1ヶ月になるが、入れないと1ヶ月にならない事案で、実施要領はつきりしないから1ヶ月以上と認定できないとして取り消した判決でした。



### 名古屋地裁判決報告

事務局・岡田康平

2020年6月25日に名古屋地裁で、全国初の生活保護基準引き下げ訴訟(いのちのとりで裁判)の判決がなされました。

2点問題があります。

1点目は、自民党の政策、国民感情の財政事情を考慮することは可能だと認めて、生活保護法8条を無視したことです。

2点目は、過去の最高裁判決との整合性がとれていないことです。最高裁が国民感情論を採用してこなかったのとはずれています。朝日訴訟が国民感情論に触れたの、先例拘束性のない傍論部分で

した。そもそも今回の訴訟は前提も違いますが。その後の最高裁判決でも、国民感情論には触れていません。それは、最高裁として国民感情論を採用しないという現れです。またこの判決では、客観的データなども具体的に検討されています。

さらに、この判決の問題点は、原告らが主張していた、自民党の1割削減という公約の影響から政策的判断だった可能性を認定したにもかかわらず、それすらも逆に認めてしまっていることです。

これは、時代錯誤の絶対的貧困観に基づいた判決です。

例えば、1日の食事回数が3回の者が一定割合(6~7割以上)いることを、「健康で文化的な生活を下回っている」とまではいえない者が一定割合存在する」と判示しました。

全く逆でしょう。1日に3食とれない人が3~4割いることに目を向けないといけません。

あまりにもひどい判決のために、突っ込みどころ満載です。高裁では、しっかりと主張する材料にしたいと思えます。その意味で、今回の敗訴判決を、肉を切らせて骨を断つきっかけにしたいと思えます。

また、裁判外での取り組みも重要で、こういった大規模な訴訟においては世論も大事です。この10月にも、不正受給でも何でもないことをパッシング報道されたということが未だにあります。より多くの方に問題点を知ってもらって、世論形成を拡大していかなければならないと考えています。



## 第一分科会報告

事務局・森田基彦

第一分科会は「あるべき生活保護の運用」と題して、近時の重要な裁判例の報告が行われた。(司会:田川、助言:木下・吉永 敬称略)

最初は、わらび法律事務所織田恭央弁護士より埼玉県新座市生活保護業務における障がい者加算の認定漏れ事例に関する報告を頂いた。事案は、平成14年以降10年以上新座市が事務手続き上のミスにより障がい者加算を支給しなかったことに対する取り組みである。新座市は、16世帯2135万円の未支給を認められたものの過去5年分だけ支給したにとどまった。これに対し、反貧困ネットワーク埼玉は全額支給と再発防止を申し入れ、被書弁護士を結成したものの、まだ受任には至っていないとのことである。

処分庁のミスの原因とする遡及支給については、今般、生活保護手帳別冊問答集で遡及期間を5年とすることが明示されたため、これまで個別の事件で3ヶ月を超えて遡及支給が認められてきたことが追認されたと言える。他方、会場より、別冊問答集では5年遡及が明示されたが、遡及支給された保護費の収入認定がある場合も明示されている点で運用に対する懸念の声が上がった。

次に、ひぐらし法律事務所山川幸生弁

護士より、板橋区生活保護復讐訴訟(医療費63条返還)・東京高裁判決の報告を頂いた。事案は、何らかの資産が存在するが実質的に利用が制限されている状態で急迫保護による生活保護を開始した後、生活保護利用者(成年後見相当の認知症を患っている)の財産が明らかになったため、保護費586万4070円(うち医療扶助費489万7724円・10割負担)の返還決定がなされたというものである。これに対し取り消し訴訟を提起し、一審は敗訴したもの、東京高裁で逆転勝訴した(確定)。

高裁判決のポイントは、本件の事実関係のもとにあつては、資力があるものに対し急迫保護をすることは実質的不利益処分となりうる。とすれば行政手続法の趣旨から「説明」が必要。認知症の場合でも説明が必要(「説明・理解は不可能」であり、これを行わなかった処分庁の10割返還決定は不当というものである)。

上記裁判例は事例判決ではあるものの、行政実務に対する影響力が大きくなる可能性があることから上告を行わなかったのではないかとこの議論があった。最後に、木村真実弁護士、古田理史弁護士に78条に関するM区事件報告を頂いた。事案は、遺産分割未了の被相続人の財産をその生前から生活保護利用者の名義にて預り保管していたところ、処分庁が同口座の預金を確認し、廃止及び78条決定を行ったものである。

原審は保護利用者が父の資産として保管していたことを認定し勝訴し、現在控訴審が継続中である(本年11月19日判決・勝訴)。

また最後に、当事者より発言があった。

各地において生活保護裁判の理論的深化が図られており、今後さらに生活保護を巡る権利擁護の戦いが発展する希望を感じさせる分科会となった。

## 第二分科会報告

事務局・民谷渉



第二分科会は、「路上生活からの住宅確保、新型コロナウイルス感染症と生活保護」と銘打ち、様々な方から「報告をいただき、活発な議論が行われました。第二分科会の司会(兼報告者)は現地の佐藤由美護士、助言者には皆本郁さんという体制でした。

最初の報告は、小金井市議会議員の片山かおるさんから、多摩30自治体を対象とした、生活保護申請時の対応や無料定額宿泊所についてのアンケート調査についてでした。2020年7月から8月にかけてのアンケートによって、野宿者の方が生活保護の相談に行った際などに、アパートへの直接入居をさせず、自治体が無料低額宿泊所を多用していることなど、様々な問題点が見えてきました。

2番目の報告は、NPO法人さんきゅうハウス理事の大沢ゆたかさんからの報告です。路上生活をされている野宿者が、住宅を確保しようとしても、無料低額宿泊所への入所が条件となることに抵抗があったり、アパートを確保しようとしても、不動産を借りることができな

ったり、保証会社が通らなかつたり、様々な課題が出てきます。アパートでの生活を始めても、生活・金銭管理能力が不足していたり、介護が必要だったり、何らかの障害があつたりと、多くの課題が出てきて、対処が必要で、様々な支援をされているということでした。

3番目の報告は、権利としての直アパ申請というテーマで、司会の佐藤由美護士からでした。本来、居宅がない方が生活保護の申請を行った場合、福祉事務所は、無料低額宿泊所を介さずに、アパートへの入居費用を出すことが原則であるはずですが、実務では、原則と例外が逆転しており、アパートへの入居費用はなかなか出さないため、申請をしつかり行う必要があるという報告でした。

4番目の報告は、元福祉事務所職員の乾美枝子さんから、福祉事務所での長年の生活保護実務のご経験から、直アパを許可する際の物件確保の課題をどう考えるか、という報告でした。契約できる物件がなかなか見つからないということや、携帯電話がないと保証会社の審査が通らない、という課題も沢山あるということでした。

5番目の報告は、一般社団法人つるい東京ファンドの稲葉剛さんから、「ハウジングファーストとコロナ禍における生活困窮者支援の課題」という内容で行われました。ハウジングファーストの理念に基づいた住宅支援の実践内容や、自治体の対応がまちまちであること、支援の継続の困難さ、などがまず報告されました。2020年以降のコロナ禍における支援の状況についても詳しく説明がありました。緊急相談を行ったり、水際作戦を行う福祉事務所への交渉、独自の個

室シエルトターなどを次々とされているようですが、本来、もっと公的な責任でセーフティネットを整備すべきではないか、ということでした。

助言者の皆本さんによれば、兵庫県では、家のない方が相談すると、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業を活用するため、施設に入るにはならず、契約できるアパートも沢山あるので、早期にアパートに入居できる、ということ。もつとも、一部の自治体は、長期間、無低に入居させるという取り扱いをしているところもあり、ばらつきがあるとのことでした。重要なのは、本人の権利が行使できるよう、本人に選択肢が与えられることであるのに、それが福祉事務所で全く守られていない、というのは大きな問題だ、ということ。その後の質疑応答では、住居確保給付金の問題や、今後の無低の動きなど、最新の情報をもとに、さらに掘り下げた議論が行われました。

以上のように、第二分科会では、当事者、行政の経験者など様々な方が参加され、特に関東の無料低額宿泊所の問題などにつき、活発な意見交換が行われました。



様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 8日(金)	
	支出先	高知市出納員 広報広聴課情報公開市民相談センター	
	目的・内容・結果等	行政情報の写しの交付	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	別紙のとおり	4,350
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

日本共産党高知市議団様

領 収 証

領収証No0365  
2021年01月08日

¥ 4 , 3 5 0 -

(消費税 ¥0, 特消費税 ¥0)  
但し 行政情報の写しの交付に係る費用

※本証を保管の上、お願  
財印保 布等面 証保内 管保側 戴く折  
印刷刷 等を内 保側に 戴く折  
保管願 いま す。

高知市出納員  
広聴広報課 情報公開  
市民相談センター  
088-823-9412

No4572



# 行政情報公開請求書

令和3年1月4日

高知市長様

請求者 住所 高知市平町4丁目1-24  
 氏名 日本共産党高知市議員  
 電話番号 088 823 9404

連絡先 氏名 途 哲郎  
 電話番号 090 7789 9798

[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名]

[法人その他の団体の担当者その他連絡可能な方を記載してください。]

高知市行政情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。

1 請求する行政情報の件名又は内容	別紙のとおり
2 公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 聴取 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 希望する方法の□内にV印をしてください。
3 請求の目的	調査のため
※ 4 事務担当課	(電話番号 - )
※ 5 備考	受付年月日 平成 年 月 日

- 注 1 請求する行政情報の件名又は内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
- 2 「請求の目的」は、参考までにお尋ねするものです。ご協力ください。
- 3 ※印の欄は、特に指示がない場合は、記入しないでください。

(別紙)

高知市本町4丁目1番24号 高知市役所本町仮庁舎 6F  
日本共産党高知市議団 迫 哲郎

新図書館西敷地利活用事業者選定支援業務の公募型プロポーザルについての以下の文書

1. 今回(10/14公告)の公募型プロポーザル実施要領
2. 同上業務の仕様書
3. 同上業務に関するスケジュールまたはスケジュール案の文書
4. 募集要領の規定された「説明会」(10/23)に事務局が提出した文書
5. 同募集要領について出された質疑とそれに対する回答の文書
6. 同募集の一次審査の結果についての文書一式(審査委員名簿を含む)
7. 同プロポーザル参加者から提出された提案書類一式
8. プロポーザル選定委員会へのプレゼンテーションおよび審査についての議事録
9. 事業実施者と交わした契約書
10. 契約書締結時の仕様書(変更があれば)
11. 優先交渉権者を事業実施者とした決裁文書

以上

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 13日(水)	
	支出先	高知市出納員 広聴広報課情報公開市民相談センター	
	目的・内容・結果等	行政情報の写しの交付	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	別紙のとおり	800
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
	領収証書及び支払証明書添付枚数 2 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。



領 収 証  
高知市出納員

広聴広報課  
情報公開・  
市民相談センター

2021年01月13日(水)No0

80X	10@	
1		¥800
小 計		¥800
合 計		¥800
お預り		¥1,000
お釣り		¥200

4頁 4608 12:56TM



規則様式第6号(第6条関係)

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 8 0 0 円 也
内 容	行政情報の写しの交付
支 払 先	高知市出納員 広聴広報課情報公開市民相談センター
支 払 年 月 日	2021 年 1 月 13 日 (水)
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり)  宛名「日本共産党高知市議団」 但し書き「行政情報の写し」

上記のとおり支払いましたので証明願います。

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄 様

2021 年 1 月 13 日

依頼者氏名 島崎 保臣



上記のとおり支払ったことを証明します。



2021 年 1 月 13 日

会 派 名 日本共産党高知市議団

代表者氏名 下本 文雄



支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 800円也
内 容	行政情報の写しの交付
支 払 先	高知市出納員 広聴広報課情報公開市民相談センター
支 払 年 月 日	2021年 1月 13日 (水)
理 由	<p><input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (下記のとおり)</p> <p>宛名「日本共産党高知市議団」 但し書き「行政情報の写し」</p>
<p>上記のとおり支払いましたので証明願います。</p> <p>会 派 名 日本共産党高知市議団</p> <p>代表者氏名 下本 文雄 様</p> <p>2021年 1月 13日</p> <p style="text-align: right;">依頼者氏名 島崎 保臣 </p>	
<p>上記のとおり支払ったことを証明します。</p> <p>2021年 1月 13日</p> <p style="text-align: right;">会 派 名 日本共産党高知市議団</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 下本 文雄 </p>	

# 行政情報公開決定通知書

2 財 第 236 号  
令和3年1月8日

高知市本町5丁目1番45号  
日本共産党高知市議団  
島崎保臣様

高知市長 岡崎誠也



令和3年1月4日付けで公開請求のありました行政情報につきましては、高知市行政情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

1 公開請求に係る 行政情報の内容等	令和元年度から現在までの共産党を除く各会派からの予算要望書 ※対象文書 「要望と提言」（令和元年度～令和2年度）	
2 公開の日時及び 場所	日時	令和 3 年 1 月 13 日 午後 1 時 00 分
	場所	情報公開・市民相談センター（本庁舎1階）
3 事務担当課	財務部 財政課 (電話番号 088-823-9408)	
4 備 考		

- 注 1 行政情報の公開を受ける際には、この通知書をご提示ください。  
2 指定された日時でご都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務担当課までご連絡ください。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2月 4日(木)	
	支出先	高知市出納員 広報広聴課情報公開市民相談センター	
	目的・内容・結果等	行政情報の写しの交付	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	別紙のとおり	2,880
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

日本共産党高知市議団様

領 収 証

領収証 No 0369  
2021年02月04日

¥ 2,880 -

(消費税 ¥0, 特消費税 ¥  
但し 行政情報の写しの交付に係る費用

高知市出納員  
広聴広報課 情報公開  
市民相談センター  
088-823-9412

※本証等を保管の上、お願  
財印刷保 印等面願 保内ま 管側す 戴に折 願場合

No 4829

# 行政情報一部公開決定通知書

2 商振第 681 号  
令和3年2月2日

高知市本町5丁目1番45号  
日本共産党高知市議団  
迫 哲 郎 様

高知市長 岡 崎 誠 也

令和3年1月4日付けで公開請求のありました行政情報につきましては、高知市行政情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

1 公開請求に係る行政情報の内容等	新図書館西敷地利活用事業者選定支援業務の公募型プロポーザルについての以下の文書 1 同募集の一次審査の結果についての起案文書一式 2 同プロポーザル参加者から提出された提案書類一式 3 プロポーザル選定委員会へのプレゼンテーション及び審査についての議事録 4 事業実施者と交わした契約書 5 契約書締結時の仕様書（変更があれば） 6 優先交渉権者を事業実施者とした決裁文書	
2 公開の日時及び場所	日時	令和3年2月4日（木） 午前・ <u>午後</u> 12時00分
	場所	情報公開・市民相談センター（本庁舎1階）
3 公開することができない部分並びに根拠規定及び理由	（別紙）のとおり	
4 非公開部分の公開できる見込み	なし	
5 事務担当課	商工観光部 商工振興課 （電話番号 088-823-9375）	
6 備考		

- 注 1 行政情報の公開を受ける際には、この通知書をご提示ください。  
2 指定された日時でご都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で、事務担当課まで連絡ください。  
3 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

行政情報公開決定等期間延長通知書

2商振第704号  
令和3年1月18日

高知市本町5丁目1-45  
日本共産党高知市議団 迫 哲郎 様

高知市長 岡 崎 誠 也



令和3年1月4日付けで公開請求のありました行政情報につきましては、高知市行政情報公開条例第7条第6項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。

1 公開請求に係る行政情報の内容等	別紙のとおり
2 延長する理由	該当する行政文書が大量にあり、公開決定等の事務処理に相当の日数を要するため
3 決定することができる期日	令和3年2月2日
4 事務担当課	商工観光部商工振興課 (電話番号 823-9375)
5 備考	

様式第7号(第6条関係)

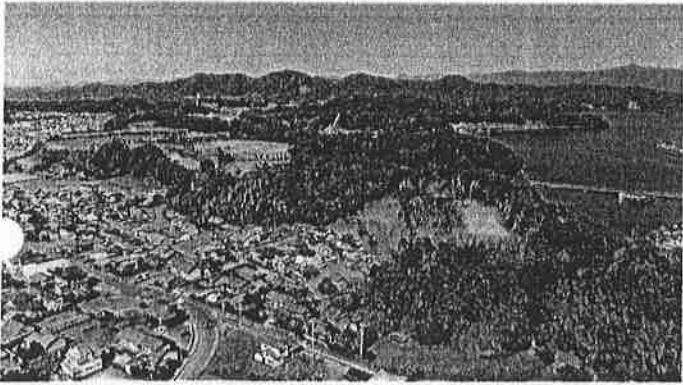
活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2月 25日 (木)	
	支出先	高知民報社	
	目的・内容・結果等	浦戸地域の開発現状の確認資料 (空撮写真18枚、映像2本)	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	浦戸地域空撮写真、映像代金	4,000
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
	領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。





領 収 証

No. \_\_\_\_\_

日本共産党高知市議員様

2021年2月25日

★ ¥4,000—

但 空撮写真、映像代金

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

高知民報社

〒780-0850 高知市丸ノ内2-6-1  
TEL088-824-3450 FAX824-3451



## 2020年度政務活動費書籍等購入の必要性について

◇1月12日

「暮らしに役立つ制度のあらし2020・2021（月刊「生活と健康」臨時増刊 No.1116）」（発行：全国生活と健康を守る会連合会）：個人購入の理由

本書は、生活と健康にかかわる様々な制度が網羅されており、議員各自が、国や自治体の社会保障制度等に関する最新の情報を得るとともに、日常的な市民からの様々な相談に活用、場合によっては改善に資するなど、政務活動上、必要性がある。

◇3月24日

「住民と自治」（発行：自治体研究社）：個人購入の理由

本誌は、自治体行政に関わる現状や課題など最新の情報が掲載されており、政務活動に活用するため、議員各自が購入する必要がある。

◇3月29日

新聞「農民」（発行：農民運動全国連合会）：個人購入の理由

本紙は、農業行政に関わる現状や課題など最新の情報が掲載されており、政務活動に活用するため、議員各自が購入する必要がある。

◇2月10日、2月26日、3月22日、3月31日

「議会と自治体」（発行：日本共産党中央委員会）：所属政党が定期発行する雑誌を個人購入する理由

本誌は、例えば1月号特集「原発・気候変動・エネルギー問題の焦点」や「コロナ禍—自治体のとりくみ」の記事や、2月号特集「施行20年、コロナ危機下の介護保険問題」、3月増大号では地方財政に関わる「2021年度国家予算案」、4月号特集「コロナ下の日本で生きる外国人」など、本市の施策と不可分な国会論戦の状況や地方自治体における課題など、最新の情報や資料が掲載されている。議員各自が、時々の本市行政に関わる施策・予算等の情報を施策提案等に活用していることから、政務活動上不可欠な雑誌であり、個別購入が必要である。

◇2月10日、2月26日、3月22日、3月31日

「女性のひろば」（発行：日本共産党中央委員会）：所属政党が定期発行する雑誌を購入する理由

本誌は、ジェンダー平等の立場で暮らしや社会、政治に関わる情報が掲載されている雑誌である。例えば、女性にとって深刻な「コロナ危機から事業と雇用をまもりぬくために」や、「性教育って大事」の連載、特集「まるごとSDGs ジェンダー平等が世界を変える」、「なぜ日本の子どもの『幸福度』は低い？」など、本市の施策に関わる情報を施策提案等に活用しており、政務活動上、購入が必要である。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 4日 (月)	
	支出先	(株)高新販売オリコミ社本町販売所	
	目的・内容 ・結果等	高知新聞購読料 12月分	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	3,877
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領収証

2020年12月分

日本共産党高知市議団 様



銘柄	部数	金額	備考
*高知新聞	1	3,877	

\*は軽減税率対象  
 (8% 3,877円)  
 (10% 0円)

合計金額

3,877円

( 117) 0.00自振

領収日 7年1月4日

お問合せNo. 10580

(株)高知販売オリコミ社 本町販売所

高知市本町3丁目2-15

TEL 882-2210



ご愛読いただきありがとうございます。上記金額領収致しました。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 5日 (火)	
	支出先	(株)富士書房	
	目的・内容・結果等	書籍「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	4,950
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

日本共産党  
高知市議団

領 収 書

2024年1月5日

様

¥ 4,950-

但し 本代

上記の金額正に領収致しました

新刊 書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五藤 栄一郎  
TEL 873-3351  
FAX 872-2114

第四次新訂  
逐条解説 地方教育  
行政の組織及び  
運営に関する法律

日本共産党 請 求 書

高知市議団

様

¥ 4,950

株式会社 富士書房  
五藤 栄一郎  
高知市本町4-1-46  
TEL 973-3570  
FAX 872-2141

区分	金額	備考
前残		
今月分	4,950	
計		

振込先  
四国銀行 帯屋町支店  
普通預金 397474(株)富士書房

上記の通り請求いたします

令和 2 年 12 月 23 日

担当

計 算 書

日本共産党 度有難うございます。

高知市議団様

新刊書雑誌  
株式会社 富士書房  
高知市本町4-1-46  
TEL 873-3570(代)  
FAX 872-2141

平成 2年 12月23日

品名	冊数	金額
第四次新訂 逐条解説 地方教育行政の 組織及び運営に関する法律	1	4950
お係の方様 扱	合 計	

不行届の点は何卒ご教示をお願い申し上げます

納 品 書

日本共産党 度有難うございます。

高知市議団様

新刊書雑誌  
株式会社 富士書房  
高知市本町4-1-46  
TEL 873-3570(代)  
FAX 872-2141

令和 2年 12月23日

品名	冊数	金額
第四次新訂 逐条解説 地方教育行政の 組織及び運営に関する法律	1	4950
お係の方様 扱	合 計	

不行届の点は何卒ご教示をお願い申し上げます



第四次新訂

【逐条解説】

地方教育行政の  
組織及び運営に  
関する法律

【著】

木田 宏

【編著】

教育行政研究会

# 我が国唯一の 「地教行法」の逐条解説書

平成26年改正対応

今回の地教行法改正に携わった  
プロジェクトチームによる第四次新訂版

第一法規



9784474033528



1920037045005

ISBN978-4-474-03352-8

C0037 ¥4500E (2)

定価 本体 4,500円+税



今後、地方公共団体の長の教育行政への役割が明確化されたことにより、予算面においての充実や、スピード感のある教育行政の展開が期待される一方、執行機関としての教育委員会がその権限の実施に当たりどのように機能するかがより一層厳しく問われることとなる。成熟した社会の行政機構として、この新しい制度が多様な民意を反映しつつ、よりよい教育行政につながるものとなるためには、関係者の更なる努力と意識の改革が求められる。(中略)本改訂版が本法の目指した制定当初の高い理想とともに、今後の地方教育行政の発展の一助となれば幸いである。

——「第四次新訂に当たって」より

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月6日(水)	
	支出先	株式会社日本教育新聞社	
	目的・内容 ・結果等	日本教育新聞購読料 2021年1月分	
支出金額など	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	2,750
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

## 領 収 証

日本共産党高知市議団

代表 下本 文雄 様

(コード : 527824)

金額 2,750 円

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間 (年月) : 202101 ~ 202101 分として

(自動口座振替)

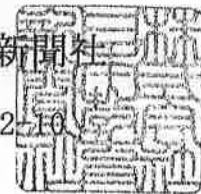
受領日 : 2021/1/6

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社

東京都港区白金台 3-2-10

TEL03-3280-7025



ご指定の金融機関の預貯金口座より  
自動振替させていただきました。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 12日(火)	
	支出先	高知市生活と健康を守る会	
	目的・内容・結果等	書籍「暮らしに役立つ制度のあらまし」 @3,200×7冊=22,400円	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	22,400
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 証

日本共産党 高知市支部

様

No. ....

★

¥22,400.-

内 訳	_____
現金	_____
小切手	_____ /
手 形	_____ /
消費税額等( %)	_____

但

「暮らしに行政制を求めろ」78号を  
21年 1月12日 上記正に領収いたしました

収入印紙

高知市長浜664-6  
高知市生活と健康を守る会



## 納品書

2021.1.8

### 日本共産党高知市議団御中

	数量	単価(円)	合計金額(円)
くらしに役立つ制度のあらし2020~2021	7	3,200	22,400

## 請求書

2021.1.8

### 日本共産党高知市議団御中

	数量	単価(円)	合計金額(円)
くらしに役立つ制度のあらし2020~2021	7	3,200	22,400

役員に直接払う、または同封の郵便振替払込票をご利用いただくか、  
四国銀行桂浜通支店 普通 口座番号 5170027  
高知市生活と健康を守る会 事務局 [REDACTED]にお振込みください。

郵便振替手数料が昨年4月から値上げされました。

窓口利用での振替手数料は203円、A T M利用152円(消費税別)の当方負担です。

四銀カードからだすと、手数料は110円ですので、こちらの活用もよろしく願います。  
なお、四国銀行口座に振り込まれる場合は、ご本人名義でないと、判別できなくなるおそれがありますので、ご注意ください。

2020年11月12日発行(毎月1回15日発行) / 1954年6月25日第三種郵便物認可

The Contemporary World  
...very rapid urbanization with the percentage of the population  
in urban areas in the poorest of the peripheral countries...  
percent in 1991, up from 18 percent in 1970. What is the  
These economic developments do not convince most...  
theorists that a basic change occurred in the periphery...  
labor, its economic relationship with the rest of the world...  
tion in the world economy. Traditional exports like...  
percentage of the periphery's production, and the...  
placed for export are in labor-intensive (that is, low...  
e, textiles and apparel manufacturing). Many...  
is just a continuation of its role in low-wage...  
W.C. ... (1981).  
argue that the expansion of industry  
workforce in the periphery are...  
exploitation there because of the...  
and repres...

# 制度のくらしに役立つ あらかし

2020年 2021年

**生活と健康**  
月刊「生活と健康」  
臨時増刊 No.1116

全国生活と健康を守る会連合会



二〇二〇年（令和二年）十一月十三日発行（毎月一回十五日発行）一九五四年（昭和二十九年）六月二十五日第三種郵便物認可 月刊「生活と健康」臨時増刊（一一一六号）

# 生活 健康

発行所／全国生活と健康を守る会連合会  
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3F  
TEL03-3354-7431 (代) / FAX03-3354-7435  
振替／郵便振替 00170-1-156411  
印刷所／あかつき印刷株式会社  
特別価格／3,500円（送料別）

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 15日(金)	
	支出先	株式会社富士書房	
	目的・内容 ・結果等	都市問題 1月号	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	825
	広報広聴費		
	事務諸費		
		合計	825円
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

領 収 書

日本共産党  
高知市議団 様

2021年 / 月 / 15日

¥ 825 -

但し都市問題 1月号 上記の金額正に領収致しました

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番16号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五藤 栄一郎  
TEL 873-3577  
FAX 872-2141

請 求 書

日本共産党  
高知市議団 様

¥ 825

株式会社 富士書房  
五藤 栄一郎  
高知市本町4丁目1番16号  
TEL 873-3577  
FAX 872-2141

区分	金額	備考
前残		
今月分	825	
計		

振込先  
四国銀行 帯屋町支店  
普通預金397474(株)富士書房

上記の通り請求いたします

令和 3年 / 月 / 6日

担当

**請求書**

1

住所 市役所 議会

2021年 1月 6日 発行

001362

得意先 日本共産党 高知市議団 様

株式会社 富士書房

高知市本町4-1-46  
TEL 873-3570(代)

月日	商 品 名	冊数	単 価	金 額
12月9日 1月6日	*御入金[現金] 都市問題	825 03/01	1 825	825

前回請求高	御入金高	繰越残高	今回御買上高	今回御請求高	(担当)
825	825	0	825	825	

上記の通り御請求申し上げます。

住所 市役所 議会

**納 品 書**

189748

得意先 日本共産党 高知市議団  
(0009) 001362 ( )

様 2021年 1月 6日  
担当 0009

区分	商 品 名	号 数	冊数	単 価	金 額
*	都市問題	03/01	1	825	825

備考 毎度有難う御座います。

株式会社 富士書房  
高知市本町4-1-46  
TEL 873-3570(代)

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月 - 日	1月 25日 (月)	
	支出先	高知県労働者学習協議会	
	目的・内容・結果等	書籍「学習の友」購読料 2020年7月～2021年1月号及び別冊2回分 計9冊×2名 下本文雄、はた愛分	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	9,180
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書

No. \_\_\_\_\_

2021年 / 月 25日

日本共産党高知県議団様

摘 要	金 額
学習の友代 7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月	9180
4590円 × 2人分 下本文様は二枚	✓
合 計	¥ 9180

上記金額正に領収いたしました。

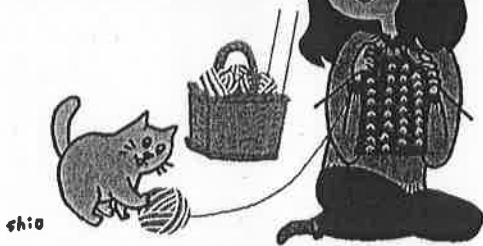
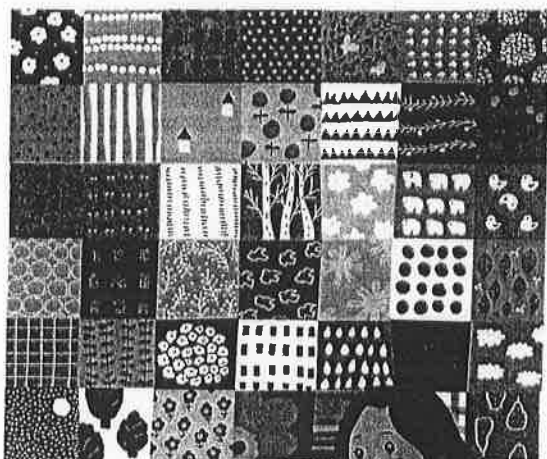
高知市丸ノ内2-1-10 教育会館  
高知県労働者学習協議会 印

野党連合政権の樹立をめざして

1954年1月12日第三種郵便物認可  
2021年1月1日(毎月1回1日)発行(通巻809号)  
労働者教育協会 編  
定価510円

# 学習の友

1 2021  
No. 809



バイデン次期政権と日米関係の行方

宮城義弘  
宮崎礼二

核兵器廃絶の展望と労働組合の役割  
新基地ストップ、沖縄「建白書」実現の新しい政権を

三木信一  
三木陵一

菅政権にたちむかう共闘と労働組合の役割  
市民と野党の共闘 各地の状況(埼玉/長野/新潟)  
職場から新自由主義にたちむかう

山田敬男  
竹下武

「学術会議任命拒否」は、すべての国民の問題  
大阪市廃止問題をめぐって  
郵政労働契約法第20条裁判

長尾ゆり  
中山直和  
岡崎 徹

〔新連載〕憲法にもとづく税の集め方と使い方  
①なぜ税金がかかるのか

浦野広明

じっくり学ぶ。  
ほっこり学ぶ。



学・ぶ・こ・と・は・生・き・る・力

学習の友 ●2021年1月号 ●定価510円(本体464円)/送料71円  
 1964年1月12日創刊(種別変更) 2007年1月1日創刊(旧) 発行所/学習の友社 東京都文京区湯島2-4-5F 平和ビル5F TEL:03(5842)1111 FAX:03(5842)1112

未来を見いだす力を!

# 勤労者通信大学

主催：労働者教育協会

52年間で  
30万人が  
受講した実績

◆ 早期申し込み特典  
**学習の友社の本プレゼント**  
 ※2月末日までに申し込みください



労働組合コースが  
新しくなりました

改訂版!!

世代をこえて仲間をつなぐ  
**労働組合コース**  
 受講料 12,000円

- 第1部 労働組合の基礎
  - 第1章 労働組合とは
  - 第2章 労働者と労働組合の権利
- 第2部 要求をかためるためには
  - 第3章 労働者と労働組合の要求とは
  - 第4章 労働者・国民の暮らしをよりよく
- 第3部 たたかひの基本方向
  - 第5章 労働組合を強く大きく
  - 第6章 よりよい社会と日本の未来

2021年4月開校

ものごとの見方と考え方を学ぶ  
**入門コース**  
 受講料 8,000円

哲学・経済学・階級闘争論  
 社会発展の法則を学ぶ  
**基礎理論コース**  
 受講料 15,000円  
 2020年度は1000人以上の仲間が受講!

勤労者通信大学 Tel. 03-5842-5644 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-5F  
 Fax 03-5842-5645 E-mail: kin@gakusyu.gr.jp



雑誌コード 02617-1



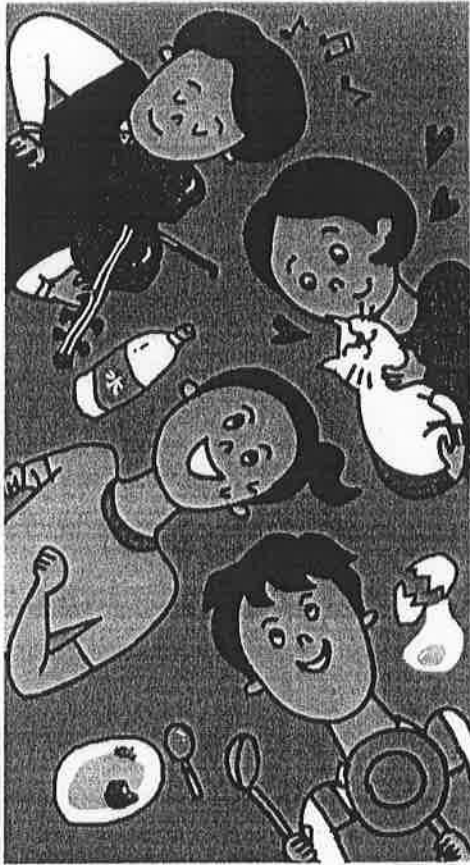
4910026170112  
00464



2021年  
春闘

学習の友 別冊

全労連・労教協 ● 編



格差なくし、  
8時間働けば誰もが  
人間らしく暮らせる  
公正な社会へ転換せまる  
2021 国民春闘

コロナ禍  
労働組合で声あげ  
変えよう!

学習の友21春闘別冊 公正な社会へ転換せまる21国民春闘  
 発行人/須藤秀幸 ●発行所/学習の友社東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター TEL03(6)842(5)641 FAX03(6)842(5)642 ●編集03(6)7997(7) ●印刷所/光臨メディア

格差なくし、8時間働けば誰もが人間らしく暮らせる  
 公正な新しい社会への転換せまる 21 国民春闘

最新刊

# 2021年国民春闘白書

全労連・労働総研 編 (A4判 96ページ)

データブック

(もくじより)

- 総論 2021年国民春闘の課題
- 第1章 日本経済の未来を閉ざす新自由主義
- 第2章 賃上げは切実—賃金は低下、雇用は劣化
- 第3章 社会的な賃金闘争の前進と地域経済活性化
- 第4章 コロナ感染拡大下の社会保障、公務・公共サービスの役割
- 第5章 「働き方改革」から労働者の権利を守るたたかい
- 第6章 働くルールの確立とディーセントワークの実現
- 第7章 憲法改悪ストップ、原発ゼロ、安心して暮らせる日本へ
- 第8章 主要企業の内部留保分析 (主要企業/持株会社)
- 第9章 春闘基本統計 (時系列/地方別)

定価 1000 円 + 税

(ISBN 978-4-7617-0914-3)



コロナ禍 — 労働組合で声あげ変えよう！ パンデミックで激変した賃金、労働時間、雇用情勢、中小・零細企業の経営、大企業の内部留保など活動に必要なデータを満載。職場討議資料の作成や要求書の作成、学習会資料などに必須。感染拡大を乗り越える 2021 年春闘の力強い味方！



## ディスガイズド・エンプロイメント

—名ばかり個人事業主—

脇田 滋 (龍谷大学名誉教授) 編著 定価 1400 円 + 税

【ディスガイズ (disguise) = 隠蔽。偽装】 (ISBN 978-4-7617-0718-7)

「雇用類似」や「雇用によらない働き方」と呼ばれる「名ばかり個人事業主」やフリーランスの労働実態を12業種の現場から報告・告発 (配達、販売、電力、ホテル、芸能・音楽、講師、美容師、コンビニほか)。さらに本書後半では、「雇用によらない働き方」に国際基準で立ち向かう」として、労働法・「労働者概念」歴史の変遷を解説、ILO国際基準、欧米や韓国など世界の取り組みを紹介しつつ、このような働き方の規制と、労働政策の根本的転換を提起。 (A5判 144ページ)

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4  
 郵便振替 00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-5842-5641  
 FAX 03-5842-5645

雑誌コード 02618-01



4910026180111  
 00464

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 26日 (火)	
	支出先	読売センター高知中央	
	目的・内容 ・結果等	読売新聞購読料 1月分	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	3,400
	広報広聴費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

# YC 領収書

区域015

全戸0049

お問合せNo10605

お名前 日本共産党高知市議団 様

本町5-1-45

市役所本庁

3年 1月分 振替

	銘	柄	部数	金額
1	読売新聞	消費税込	1	3,400
2				
3				
合計			3,400	円

◇左記の通り領収しました

領収日 3年 1月 26日

購読料は預金口座引落しやクレジットカード払いをご利用下さい

読売センター高知中央  
高知市桜井町1-4-37

Tel 088-883-2821



様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 26日(火)	
	支出先	ASA高知西部	
	目的・内容・結果等	1月分購読料 朝日新聞 3,093円 毎日新聞 3,093円	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	6,186
	広報広聴費		
	事務諸費		
		合計	6,186円
	領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

# 領収証

No. 00000071

2021年1月26日

日本共産党高知市議団

様

金額

¥6,186-

内

消費税等

但 朝日、毎日 1月分購読料として

上記正に領収いたしました

現金			

780-0901 高知県高知市上町4-2-7

ASA高知西部 代表 藤井 正人

TEL 088-823-4007 FAX 088-823-2595

係

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	1月 27日(水)	
	支出先	しんぶん赤旗高知出張所	
	目的・内容・結果等	民主青年新聞 1月分 680円 高知民報 1月分 400円	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	1,080
	広報広聴費		
	事務諸費		
	合計		
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

日本共産党 高知市議団

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930
「民主青年新聞」	1	680
高知民報	1	400

\*印は税率8%

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**

領収書

5,507 円

2021 年 1 月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高知市丸の内2丁目6-1  
「しんぶん赤旗」

高知出張所  
Tel 088-822-7744

領収  
日

1/27

扱  
者





様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2月 1日 (月)	
	支出先	(株)高知販売オリコミ社本町販売所	
	目的・内容 ・結果等	高知新聞購読料 1月分	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	3,500
	広報広聴費		
	事務諸費		
		合計	3,500円
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

領収証 2021年 1月分

日本共産党高知市議団 様



銘柄	部数	金額	備考
*高知新聞	1	3,500	

\*は軽減税率対象  
(8% 3,500円)  
(10% 0円)

合計金額

3,500円

( 117) 0.00自振  
お問合せNo. 10580

領収日 3年2月1日  
(株)高知販売オリコミ社 本町販売所  
高知市本町3丁目2-15 TEL 882-2210



ご愛読いただきありがとうございます。上記金額領収致しました。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2月 4日(木)	
	支出先	日本労働者協同組合連合会センター事業団高知事業所	
	目的・内容 ・結果等	労協新聞 令和2年10月～12月分	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	1,350
	広報広聴費		
	事務諸費		
		合計	1,350円
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 証 日本共産党 高知市議団 様 No. \_\_\_\_\_

金額

¥1350-

但労協事務所 令和2年10月～12月分  
令和3年 2月 4日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

税抜金額

消費税額(%)

日本労働者協同組合連合会  
センター事業団高知事業所

登録番号



GR1420

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2月 8日 (月)	
	支出先	株式会社日本教育新聞社	
	目的・内容・結果等	日本教育新聞購読料 2021年2月分	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	2,750
	広報広聴費		
	事務諸費		
		合計	2,750円
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

# 領 収 証

日本共産党高知市議団

代表 下本 文雄 様

(コード : 527824)

金額 2,750 円

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間 (年月) : 202102 ~ 202102 分として

(自動口座振替)

受領日 : 2021/2/8

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社

東京都港区白金台 3-2-10

TEL03-3280-7025



ご指定の金融機関の預貯金口座より  
自動振替させていただきました。

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	2月 10日 (水)	
	支出先	平凡堂書店	
	目的・内容・結果等	12月分書籍代	
支出金額など	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	16,937
	広報広聴費		
	事務諸費		
		合計	16,937円
	領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

領 収 証

日本学術協会高知市議団様

No. \_\_\_\_\_

★ ￥16,937

但 12月分書籍代

2021年2月10日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内 訳
	税抜金額
	消費税額等(%)

コク白 ウケ-107

〒780-0850

高知市丸の内2丁目6-1

平凡堂書店

TEL 088-822-7883







## 納品明細書

平凡堂書店

細木 良 様

日付	品名	金額
12月2日	私の戦後、中国と日本	1,320
12月20日	人に寄り添う防災	858
12月23日	議会と自治体1月号	794
12月30日	グローバル・タックス	902
12月30日	税金を払わない巨大企業	770
	合計	4,644













規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：日本共産党高知市議団

活動内容等	期間又は月日	① 2021年2月8日(月) ② 2021年2月10日(水)	
	支出先	① 日本郵便株式会社 ② 公益財団法人都市計画協会	
	目的・内容・結果等	書籍「新都市」2020年5月号 ① 現金書留送料529円、書留専用封筒21円 ② 書籍1200円、送料200円 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	別紙のとおり	1950円
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数	3 枚
備考			

# 領 収 書

日本共産党高知市議団 様

---

¥ 1,400.-

---

但し 書籍代として

新都市  
発送料

1冊

上記の通り領収致しました。

令和3年2月10日

東京都千代田区紀尾井町3-

公益財団法人 都市計画協会

会 長 原 田 保

# 領収書

日本実産党高知市議団 様

[販売]  
現金封筒 (21円) 新  
21円 1枚 ¥21

小計 ¥21

課税計 (10%) ¥21  
(内消費税等 ¥1)  
非課税計 ¥0

合計 ¥21  
お預り金額 ¥101  
おつり ¥80



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2021年 2月 8日 11:01  
担当: [Redacted]  
発行No. 210208J6859 端N79箱01  
連絡先: 高知県庁内郵便局  
TEL: 088-823-4791

# 領収書

日本実産党高知市議団 様

[証紙切手引受]  
第一種定形 34.5g  
@94 1通 ¥94

特殊取扱 ¥435  
(内訳)  
現金書留 ¥435  
(損害要償額 ¥1,400)

小計 ¥529

郵便物引受合計通数 1通  
課税計 (10%) ¥529  
(内消費税等 ¥48)  
非課税計 ¥0

合計 ¥529  
お預り金額 ¥1,030  
おつり ¥501



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時: 2021年 2月 8日 11:12  
担当: [Redacted]  
発行No. 210208A1685 端N79箱01  
連絡先: 高知県庁内郵便局  
TEL: 088-823-4791

## 書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前) 本町5-1-45 様 日本実産党高知市議団			
お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
高知市議団 様	45276-0	1400	現金書留
様	/		
様	/		

【ご注意】この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要です。大切に保存してください。  
損害賠償額は原則として次のとおりです。  
・一般書留: 申出損害要償額欄の記入額(上限500万円、記入がない場合は10万円)を限度とする要償額です。  
・現金書留: 申出損害要償額欄の記入額(上限50万円、記入がない場合は1万円)を限度とする要償額です。  
・簡易書留: 5万円を限度とする要償額です。  
・特定記録: 損害賠償はありません。  
【配達状況がわかります】  
フリーコール 0120-232886  
インターネット <http://www.post.japanpost.jp>



日本郵便株式会社

申込FAX番号 03-3262-3475

## 都市計画協会発行図書購入申込書

図 書 名	数 量		
新都市〔協会機関誌〕 ( 2020年5月号 )	1冊		
都市計画法制定100周年記念論集	冊		
都市局所管補助事業実務必携 (令和元年度版)	冊		
近代都市計画制度90年記念論集 ～日本の都市計画を振り返る～	冊		
平成30年(2018)都市計画年報〔収録データ(EXCEL形式)のCD-ROM付〕	冊		
都市計画ハンドブック (2019年版)	冊		
みらいに向けたまちづくりのために(土地利用計画制度)(H19改訂版)	冊		
市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画の見直しー香川県の試	冊		
世界の都市再生	冊		
第3版 都市計画運用指針 (付 開発許可制度運用指針)	冊		
中心市街地活性化法逐条解説	冊		
改訂 新都市計画の手続	冊		
みんなで進めるまちづくりの話 (都市計画制度)	冊		
申込団体名	日本共産党高知市議団		
部局課係名			
担当者氏名	細木 良		
住 所	〒780-8571 高知市本町5-1-45		
TEL	088-823-9404	FAX	088-823-9558
通信欄			

- ① 非会員の団体、個人の方は、代金を添え現金書留でお申し込みください。
- ② 請求書等指定の用紙があるときは、申込書と用紙を同封のうえ郵送でお申し込みください。
- ③ 送料については当協会までお問い合わせください。(☎ 03-3262-3491)
- ④ 見積書、納品書、送料を本代に含めて請求する等の指示事項がございましたら、通信欄にその旨ご記入ください。
- ⑤ 新都市〔協会機関誌〕の継続購読は別途のお申し込みとなりますが、本申込書の通信欄にその旨明記していただく方法でも結構です。

都市計画協会記入欄

伝票番号	請 求	発 送	備 考
------	-----	-----	-----